

平成23年3月10日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院
中部近畿産業保安監督部

電気事業法における保安管理業務の外部委託に係る 承認の取り消し等について

原子力安全・保安院中部近畿産業保安監督部は、自家用電気工作物に係る保安管理業務の受託者（（株）電気管理者連合（名古屋市東区））が保安業務に従事する意志のない者（以下「名義を貸した者」とする。）の氏名を用いて他の者に保安管理業務を行わせている等、不適切な行為があったことを確認したため、自家用電気工作物（74件）について、電気事業法施行規則第53条第5項の規定に基づき、保安管理業務の外部委託承認を取り消しました。

また、同社及び他の従業員の名義を使用して制限以上に保安業務を行っていた保安業務従事者※15名に対して厳重注意を行いました。

なお、原子力安全・保安院は、名義を貸した者5名に対して電気主任技術者免状の返納を命じましたので併せてお知らせします。

1. 本件の経緯

原子力安全・保安院中部近畿産業保安監督部は、昨年6月から9月、電気事業法に基づき自家用電気工作物の立入検査を実施したところ、保安管理業務を受託した事業者が、死亡した保安業務従事者の氏名を用いて、他の従業員に保安管理業務を行わせていることを確認しました。

このため、保安管理業務を受託した（株）電気管理者連合に対し報告を求めるとともに、事情聴取を行った結果、上記違反事実の他にも、名義を貸した者5名の氏名を用いて他の従業員に保安管理業務を行わせていることが判明しました。

また、同社の全保安業務従事者43名（平成22年4月現在）中15名の者が、他の者の名義を使用して制限以上に保安業務を行っていたことも判明しました。

※保安業務従事者とは、電気主任技術者と同じ業務を行う者。

2. 対応

原子力安全・保安院中部近畿産業保安監督部は、上記の事実が保安管理業務外部委託承認の要件（電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第53条第2項第1号及び第2号）に適合しないとともに保安業務の職務誠実義務

（同条第３項）に違反するため、行政手続法第１３条に基づく聴聞（２月１７日～３月９日）を経て、規則第５３条第５項の規定に基づき、本日、（株）電気管理者連合との委託契約に基づく保安管理業務外部委託承認（７４件）を取り消しました。

一方、原子力安全・保安院は、名義を貸した者５名に対して、行政手続法第１３条に基づく聴聞（２月２３日、２月２５日）を経て、本日、電気主任技術者免状（以下「免状」という。）の返納（電気事業法第４４条第４項）を命じました。

なお、承認取消しの日から２年間は、（株）電気管理者連合との委託契約を基にした新たな外部委託承認申請については、承認されないこと、及び免状の返納を命じられ、１年を経過しない者には免状の交付を行わないこととなります。

また、（株）電気管理者連合及び他の者の名義を借りて制限以上に保安業務を行っていた保安業務従事者１５名に対して、嚴重注意するとともに、同社に当該事案の発生原因を究明し、その再発防止対策を提出するように求めていますので、併せてお知らせします。

（本発表資料のお問い合わせ先）

中部近畿産業保安監督部電力安全課

担当者： 中島、広瀬、木村

電 話：０５２－９５１－２８１７（直通）

行政処分の責めを負う法人の概要

<法人>

- ①名称：(株)電気管理者連合
- ②所在地：愛知県名古屋市東区葵三丁目24番2号
- ③代表取締役：森野 勲
- ④事業内容：電気保安管理業務受託サービス等